高知県獣医師修学資金貸与条例施行規則をここに公布する。

○高知県獣医師修学資金貸与条例施行規則

|  |
| --- |
| (平成4年4月1日規則第22号) |

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |

|  |
| --- |
|  |

高知県獣医師修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条　この規則は、高知県獣医師修学資金貸与条例(平成4年高知県条例第3号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定機関)

第2条　条例第1条に規定する指定機関(第6条第１項第７号において「指定機関」という。)は、次に掲げる機関とする。

(1)　県の機関

(2)　前号に掲げるもののほか、知事が指定する機関

(貸与の申請手続)

第3条　新たに修学資金の貸与を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、2人の連帯保証人が署名し、及び押印した別記第1号様式による獣医師修学資金貸与申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。ただし、貸与を受けようとする年度に大学に入学する者にあっては、第1号及び第4号に掲げる書類

(1)　大学入学後の学業成績を証明する書類

(2)　申請の日前2月以内に医療機関又は大学の校医が作成した別記第2号様式による健康診断書（同様式によらない場合にあっては、同様式において証明すべき事項を全て記載したものに限る。）

(3)　戸籍抄本

(4)　大学の学長又は学部長の推薦書

(5)　大学の在学証明書（大学の学年を確認することができるものに限る。第16条に同じ）又は入学許可証の写し

(6)　前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

2　前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

3　年度の途中において、特に修学資金の貸与の申請を行わせる場合において、第1項の規定による書類の提出期限によることが困難であるときは、同項の規定にかかわらず、知事が別に提出期限を定めるものとする。

(貸与等の決定通知)

第4条　知事は、修学資金を貸与することを決定したときは別記第3号様式による獣医師修学資金貸与決定通知書により、貸与しないことを決定したときは別記第4号様式による獣医師修学資金不貸与決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(修学資金の交付等)

第5条　修学資金の交付は、年1回とする。

2　修学資金の貸与を受ける者(以下「被貸与者」という。)は、貸与を受けようとする年度の7月末日までに別記第5号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

3　第3条第3項の規定は、前項の提出期限について準用する。

(被貸与者等の届出義務)

第6条　被貸与者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(1)　被貸与者又は連帯保証人の氏名又は住所を変更したとき。

(2)　退学したとき。

(3)　修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

(4)　休学し、若しくは長期にわたって欠席するとき又は停学の処分を受けたとき。

(5)　復学したとき。

(6)　条例第8条第3号に規定する技術研修の受講を開始したとき又は終了したとき。

(7)　指定機関に勤務を開始したとき、勤務する指定機関を変更したとき又は指定機関に勤務することをやめたとき。

(8)　前各号に掲げるもののほか、被貸与者又は連帯保証人に修学資金の貸与に係る重要な異動が生じたとき。

2　連帯保証人は、被貸与者が死亡し、又は行方不明になったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(連帯保証人の変更手続)

第7条　被貸与者は、連帯保証人の死亡等に伴い、連帯保証人を変更しようとするとき又は知事が連帯保証人を不適当であると認めて変更を命じたときは、速やかに別記第6号様式による連帯保証人異動報告書に別記第7号様式による保証書を添えて知事に提出しなければならない。

(貸与の一時停止の手続)

第8条　知事は、条例第4条の規定に基づき貸与の一時停止を決定したときは、別記第8号様式による獣医師修学資金一時停止通知書により当該被貸与者に通知するものとする。

2　前項の通知を受けた被貸与者は、既に交付を受けた奨学金のうち、当該貸与の一時停止の原因となった事実の発生した日の属する月以後の月分の修学資金の全額を直ちに返納しなければならない。

(貸与の再開の手続)

第9条　条例第5条の規定による修学資金の貸与の再開を申請しようとする被貸与者は、別記第9号様式による獣医師修学資金貸与再開申請書を知事に提出しなければならない。

2　知事は、修学資金の貸与を再開するときは、別記第10号様式による獣医師修学資金貸与再開通知書により、再開しないときはその旨を当該被貸与者に通知するものとする。

(貸与の辞退)

第10条　被貸与者が修学資金の貸与を辞退しようとするときは、別記第11号様式による獣医師修学資金辞退届を知事に提出しなければならない。

(貸与の取消しの手続)

第11条　知事は、条例第6条の規定に基づき貸与を取り消すときは、別記第12号様式による獣医師修学資金貸与取消通知書により当該被貸与者に通知するものとする。

2　第8条第2項の規定は、貸与の取消しの場合の修学資金の返納について準用する。

(返還)

第12条　被貸与者は、条例第7条第１項の規定により返還義務が生じたときは、当該事実が発生した日から一月以内に貸与を受けた修学資金を返還しなければならない。

(返還猶予の手続)

第13条　条例第8条の規定に基づき返還の猶予を受けようとする被貸与者は、別記第13号様式による獣医師修学資金返還猶予申請書を知事に提出しなければならない。

2　知事は、修学資金の返還を猶予するときは別記第14号様式による獣医師修学資金返還猶予通知書により、返還を猶予しないときはその旨を当該被貸与者に通知するものとする。

(返還免除の手続)

第14条　条例第9条の規定による返還の免除を受けようとする被貸与者は、別記第15号様式による獣医師修学資金返還免除申請書を知事に提出しなければならない。

2　知事は、修学資金の返還を免除するときは別記第16号様式による獣医師修学資金返還免除通知書により、返還を免除しないときはその旨を当該被貸与者に通知するものとする。

(業務に従事した期間の計算)

第15条　条例第9条第1項又は第2項に規定する業務に従事した期間を計算する場合においては、当該業務に従事することとなった日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月の前月までの月数により計算するものとする。この場合において、業務に従事しなくなった日の属する月に再び業務に従事することとなったときは、その月を一月として算入するものとする。

2　前項の規定により業務に従事した期間を計算する場合において、当該期間中に休職又は停職の期間があるときは、当該休職又は停職の期間の開始の日の属する月から当該休職又は停職の期間の終了の日の属する月の前月までの月数を控除するものとする。この場合において、休職又は停職の期間が終了した日の属する月に再び休職又は停職の期間が開始したときは、その月を1月として控除するものとする。

(学業成績を証明する書類及び在学証明書の提出)

第16条　被貸与者は、大学に在学中、毎学年度末における学業成績を証明する書類及び当該年度の在学証明書を知事に提出しなければならない。

(委任)

第17条　この規則に定めるもののほか、修学資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　平成4年度において修学資金の貸与を受けようとする者の申請手続の期限は、第3条第1項の規定にかかわらず、知事が別に定める。

附　則(平成10年2月27日規則第9号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和４年４月１日規則第22号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第3条関係)

獣医師修学資金貸与申請書

[別紙参照]

第2号様式(第3条関係)

健康診断書

[別紙参照]

第3号様式(第4条関係)

獣医師修学資金貸与決定通知書

[別紙参照]

第4号様式(第4条関係)

獣医師修学資金不貸与決定通知書

[別紙参照]

第5号様式(第5条関係)

請求書

[別紙参照]

第6号様式(第7条関係)

連帯保証人異動報告書

[別紙参照]

第7号様式(第7条関係)

保証書

[別紙参照]

第8号様式(第8条関係)

獣医師修学資金一時停止通知書

[別紙参照]

第9号様式(第9条関係)

獣医師修学資金貸与再開申請書

[別紙参照]

第10号様式(第9条関係)

獣医師修学資金貸与再開通知書

[別紙参照]

第11号様式(第10条関係)

獣医師修学資金辞退届

[別紙参照]

第12号様式(第11条関係)

獣医師修学資金貸与取消通知書

[別紙参照]

第13号様式(第13条関係)

獣医師修学資金返還猶予申請書

[別紙参照]

第14号様式(第13条関係)

獣医師修学資金返還猶予通知書

[別紙参照]

第15号様式(第14条関係)

獣医師修学資金返還免除申請書

[別紙参照]

第16号様式(第14条関係)

獣医師修学資金返還免除通知書

[別紙参照]